# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	国民年金関係事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、国民年金関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を 遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減さ せるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の 権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

山口市長

#### 公表日

平成31年3月29日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	【事務の概要】 国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行い、受付した被保険者情報等を日本年金機構へ進達する。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への進達②被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への進達③被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への進達④生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への進達⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金の請求受付及び日本年金機構への進達
③システムの名称	総合行政システム(国民年金)
2. 特定個人情報ファイル	名 名
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第31条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施しない ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	_
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	山口市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	山口市健康福祉部保険年金課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 保険年金課 083-934-2801

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成31年2月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記載						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた提供							
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ O ]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・注	<b>肖去</b>								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・啓	8発								
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報_5.評価実施機 関における担当部署_②所属 長	保険年金課長 三輪 孝治	保険年金課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_3. 個人番号の 利用_法令上の根拠		番号法第9条第1項及び別表第一の31の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第31条	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断_1. 対象人 数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断_2. 取扱者 数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	